

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 国家公務員退職手当法施行令 (昭和二十八年政令第二百十五号) (附則第二条関係)	1
○ 自衛隊法施行令 (昭和二十九年政令第七十九号) (附則第三条関係)	2
○ 国家公務員共済組合法施行令 (昭和三十三年政令第二百七号) (附則第四条関係)	3
○ 地方公務員等共済組合法施行令 (昭和三十七年政令第三百五十二号) (附則第五条関係)	4
○ 独立行政法人等登記令 (昭和三十九年政令第二十八号) (附則第六条関係)	5
○ 行政手続法施行令 (平成六年政令第二百六十五号) (附則第七条関係)	6
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令 (平成十五年政令第二十七号) (附則第八条関係)	8
○ 統計法施行令 (平成二十年政令第三百三十四号) (附則第八条関係)	10
○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令 (平成二十八年政令第三十二号) (附則第八条関係)	11
○ 職員の退職管理に関する政令 (平成二十年政令第三百八十九号) (附則第九条関係)	12
○ 行政執行法人の役員の退職管理に関する政令 (平成二十年政令第三百九十号) (附則第十条関係)	13
○ 国家戦略特別区域法施行令 (平成二十六年政令第九十九号) (附則第十一条関係)	14

改 正 案	現 行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する法人は、 沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一、百九十三（略） 百九十四 脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の四 法第八条第一項に規定する法人は、独 立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一、百四十（略） 百四十一 脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する法人は、 沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一、百九十三（略） （新設）</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の四 法第八条第一項に規定する法人は、独 立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一、百四十（略） （新設）</p>

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第十（第六十条の二関係） 一〇八十九（略） 九十 脱炭素成長型経済構造移行推進機構	別表第十（第六十条の二関係） 一〇八十九（略） （新設）

改正案	現行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓百四十一（略）</p> <p>百四十二 脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓百二十五（略）</p> <p>百二十六 脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓百四十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 〓百二十五（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、 沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一、百十二（略）</p> <p>百十三 脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2、6（略）</p> <p>7 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一、百八（略）</p> <p>百九 脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p> <p>8・9（略）</p>	<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、 沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一、百十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2、6（略）</p> <p>7 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一、百八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>8・9（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、外国人技能実習機構、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、広域的運営推進機関、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日</p>	<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、外国人技能実習機構、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、広域的運営推進機関、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連</p>

本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、水先人会、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、水先人会、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（附則第八条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（法第三条第二号への政令で定める法人）

（法第三条第二号への政令で定める法人）

第一条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「法」という。）第三条第二号への政令で定める法人は、沖繩科学技術大学院大学学園、沖繩振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高圧ガス保安協会、広域的運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合会、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方税共同機構、地

第一条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「法」という。）第三条第二号への政令で定める法人は、沖繩科学技術大学院大学学園、沖繩振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高圧ガス保安協会、広域的運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合会、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方税共同機構、地方道路公社、都市職員共済組合、都職

方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、福島国際研究教育機構、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、福島国際研究教育機構、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

改正案	現行
<p>（公的統計の作成主体となるべき法人）</p> <p>第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>	<p>（公的統計の作成主体となるべき法人）</p> <p>第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）（附則第八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条第五号口の政令で定める法人）</p> <p>第二条 法第二条第五号口の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>	<p>（法第二条第五号口の政令で定める法人）</p> <p>第二条 法第二条第五号口の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>

○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）

（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（退職手当通算法人）</p> <p>第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇九十一（略）</p> <p>九十二 脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）</p> <p>第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十七（略）</p> <p>十八 脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p>	<p>（退職手当通算法人）</p> <p>第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇九十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）</p> <p>第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十七（略）</p> <p>（新設）</p>

○行政執行法人の役員退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（附則第十条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人） 第十七条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一 一七（略） 十八 脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p>	<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人） 第十七条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一 一七（略） （新設）</p>

○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		別表（第三十条関係）			
(略)	(略)	名称	(略)	根拠法	(略)
(略)	(略)	大学共同利用機関法人	(略)	国立大学法人法	(略)
(略)	(略)	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	(略)	脱炭素成長型経済構造への円滑な推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）	(略)
現行		別表（第三十条関係）			
(略)	(略)	名称	(略)	根拠法	(略)
(略)	(略)	大学共同利用機関法人	(略)	国立大学法人法	(略)
(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)